3　法第六十八条の九十八第一項に規定する対象連結親法人又はその対象連結子法人に帰せられるものとして政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額に達するまでの金額とする。

一　当該対象連結親法人又はその対象連結子法人の当該連結事業年度の調整個別所得金額（法第六十八条の九十八第六項から第九項までの規定を適用しないで計算した場合の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額から法第六十八条の九十八第一項の規定を適用せず、かつ、当該連結事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額を控除した金額からイに掲げる金額がロに掲げる金額を超える部分の金額を控除した金額をいう。次号ロ及びハにおいて同じ。）

イ　法人税法第八十一条の九第一項ただし書の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる連結欠損金額に係る同条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額

ロ　法人税法第八十一条の九第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額

二　イに掲げる金額にロに掲げる金額がハに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　法人税法第八十一条の九第一項ただし書並びに法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項までの規定を適用せず、かつ、当該連結事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合の当該連結事業年度の連結所得の金額

ロ　当該対象連結親法人及びその対象連結子法人の当該連結事業年度の調整個別所得金額

ハ　連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の調整個別所得金額の合計額

4　法第六十八条の九十八第三項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する特別勘定の金額に、同項に規定する適格分割等により移転することとなつた同条第一項に規定する特定株式（その移転することとなつたものとして共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の数がその移転することとなつた時の直前において有していた同号の特別勘定に係る特定株式の数のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

5　法第六十八条の九十八第六項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

6　法第六十八条の九十八第七項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

7　法第六十八条の九十八第九項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　特定株式（法第六十八条の九十八第九項第一号の特定株式をいう。以下この項において同じ。）の一部を有しないこととなつた場合（次号に掲げる場合を除く。）　同条第九項第一号に規定する特別勘定の金額にその有しないこととなつた特定株式の数がその有しないこととなつた時の直前において有していた特定株式の数のうちに占める割合を乗じて計算した金額

二　特定株式の一部を有しないこととなつたことにより益金の額に算入すべき金額として共同化調査により明らかにされた金額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額がある場合　当該金額

8　法第六十八条の九十八第九項第五号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第六十八条の九十八第九項第五号に規定する剰余金の配当が資本剰余金の額の減少に伴うものである場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額を特定株式（当該剰余金の配当に係る同項第五号の特定株式をいう。以下この号において同じ。）を発行した法人の当該剰余金の配当に係る株式の総数で除し、これに当該剰余金の配当を受けた同項の特別勘定を設けている連結親法人又はその連結子法人が当該剰余金の配当を受けた日において有していた特定株式の数を乗じて計算した金額

二　法第六十八条の九十八第九項第五号に規定する剰余金の配当を受けたことにより益金の額に算入すべき金額の計算の基礎となる金額として共同化調査により明らかにされた金額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額がある場合　当該金額

9　法第六十八条の九十八第九項第六号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　特別勘定の金額（法第六十八条の九十八第九項第六号に規定する特別勘定の金額をいう。次号及び第三号において同じ。）に、特定株式（同項第六号の特定株式をいう。以下この項において同じ。）の帳簿価額を減額した金額のうちその減額した日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がその減額をした時の直前において有していた特定株式の帳簿価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

二　特定株式の帳簿価額を分割型分割により減額した場合　特別勘定の金額に当該分割型分割に係る法人税法施行令第百十九条の八第一項に規定する割合を乗じて計算した金額

三　特定株式（同項の特定株式をいう。以下この項において同じ。）であることにつき共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式とする。

10　法第六十八条の九十八第十項に規定する政令で定めるものは、その取得の日から五年を経過した特定株式（同項の特定株式をいう。以下この項において同じ。）であることにつき共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式とする。

11　連結親法人又はその連結子法人の有する同一銘柄の株式で次に掲げる株式が二以上ある場合には、これらの株式については、それぞれその銘柄が異なるものとして、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第二編第一章第一節第二款の二第一目の二の規定を適用する。

一　当該連結事業年度において取得をした各特定株式（法第六十八条の九十八第一項に規定する特定株式をいう。次号において同じ。）

二　各特別勘定（法第六十八条の九十八第一項の特別勘定をいい、連結事業年度に該当しない事業年度において設けた法第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）に係る特定株式

三　前二号に掲げる株式以外の株式

12　法第六十八条の九十八第一項又は第六項から第九項までの規定の適用がある場合における連結利益積立金額又は対象連結親法人若しくはその対象連結子法人若しくは同条第六項から第九項までに規定する連結親法人若しくはその連結子法人の連結個別利益積立金額の計算については、同条第一項の規定により損金の額に算入される金額は、当該対象連結親法人又はその対象連結子法人の法人税法施行令第九条の二第一項第一号イに規定する個別所得金額に含まれるものとし、法第六十八条の九十八第六項から第九項までの規定により益金の額に算入される金額は、当該連結親法人又はその連結子法人の同号イに規定する個別所得金額に含まれないものとする。

13　法第六十八条の九十八第一項又は第六項から第九項までの規定の適用がある場合において、対象連結親法人若しくはその対象連結子法人又は同条第六項から第九項までに規定する連結親法人若しくはその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第六十八条の九十八第一項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に含まれるものとし、法第六十八条の九十八第六項から第九項までの規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に含まれるものとする。

14　法第六十八条の九十八第一項又は第六項から第九項までの規定の適用がある場合における法人税法、法人税法施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号。以下この項において「昭和四十二年法人税法施行令改正令」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。